

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年2月8日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成24年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

4. 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

(中略)

特色2

主として、エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ（インフラ・消費）¹に関する企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

中国に関しては、中国A株²にも実質的に投資します。

(中略)

(参考)中国A株市場とは

中国A株は、中国株式市場全体において、規模・銘柄数等の面で非常に大きな割合を占めています。

中国A株への投資は、原則として中国国内の投資家に限定されています。

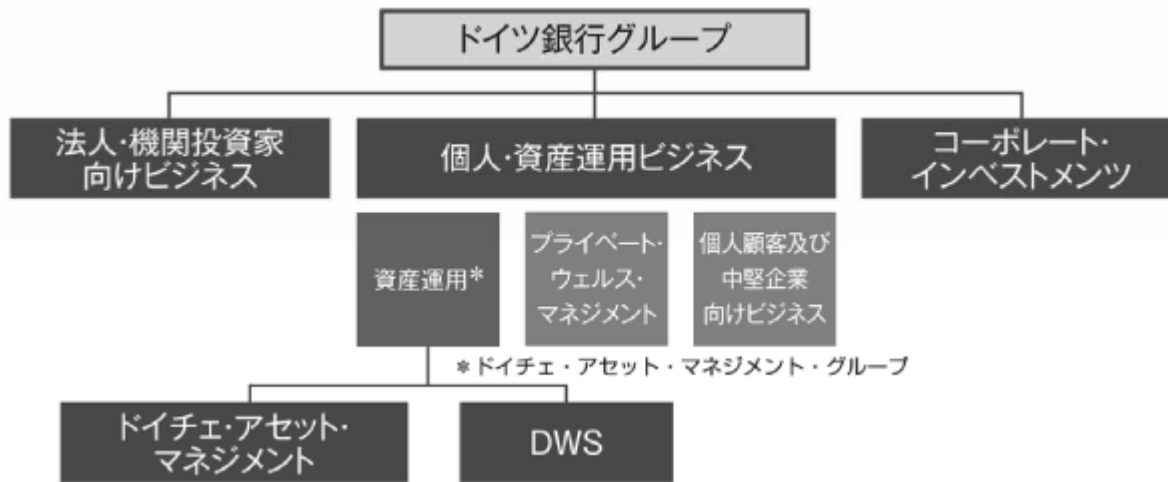
しかし、QFII（適格国外機関投資家）制度を活用することにより、日本など中国国外からの投資が可能となっています。（2012年6月末現在）

(中略)

特色3

運用にあたっては、DWS インベストメント GmbH の投資助言を受けます。また、主な投資対象である投資信託証券はDWS インベストメント GmbH が運用を行います。

DWS インベストメント GmbH はDWS の一員です。DWS はドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。



2012年6月末現在

日本においては、リテールビジネスをドイチェ・アセット・マネジメントまたはDWSのブランド名で展開しています。

DWSの概要

設立 : 1956年（昭和31年）

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,310億ユーロ¹ グローバル 約2,700億ユーロ²

DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、‘有価証券の専門家’を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

- 1 出所：ドイツ投資信託協会（BVI）、DWS
ファンド・オブ・ファンズを含む。
DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
2011年12月末現在
- 2 出所：Lipper FMI（ヨーロッパ）、Simfund（US、アジア、オーストラリア）
ファンド・オブ・ファンズを除く。不動産投資を含む。
海外企業との合併会社の運用資産残高を除く。
ヨーロッパのデータはDWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
2011年12月末現在

- ・上記設立はDWSの中核会社であるDWSインベストメントGmbHに関するものです。
（以下略）

<訂正後>

（前略）

基本的性格

（中略）

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

（中略）

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

（中略）

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

（中略）

4. 「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（中略）

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

(中略)

特色2

主として、**エマージング諸国の内需拡大を背景とした2つのテーマ(インフラ・消費)**¹に関する企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

中国に関しては、**中国A株**²にも実質的に投資します。

(中略)

(参考)中国A株市場とは

中国A株は、中国株式市場全体において、規模・銘柄数等の面で非常に大きな割合を占めています。

中国A株への投資は、原則として中国国内の投資家に限定されています。

しかし、QFII(適格国外機関投資家)制度を活用することにより、日本など中国国外からの投資が可能となっています。(2012年12月末現在)

(中略)

特色3

運用にあたっては、**DWSインベストメントGmbHの投資助言を受けます。また、主な投資対象である投資信託証券はDWSインベストメントGmbHが運用を行います。**

DWSインベストメントGmbHはDWSの一員です。DWSはドイツ銀行グループの個人向け投資信託ビジネスを担います。

< DWSの概要 >

設立 : 1956年(昭和31年)

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,340億ユーロ¹ グローバル 約2,740億ユーロ²

DWS(ディー・ダブリュー・エス)とは、'有価証券の専門家'を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

- 1 出所:ドイツ投資信託協会(BVI)、DWS
ファンド・オブ・ファンズを含む。
DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
2012年6月末現在
- 2 出所:Lipper FMI(ヨーロッパ)、Simfund(US、アジア、オーストラリア)
ファンド・オブ・ファンズを除く。不動産投資を含む。
海外企業との合併会社の運用資産残高を除く。
DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース
2012年6月末現在

・上記設立はDWSの中核会社であるDWSインベストメントGmbHに関するものです。

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額(2012年6月末現在)

(中略)

c. 大株主の状況(2012年6月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

（前略）

委託会社の概況

a . 資本金の額（2012年12月末現在）

（中略）

c . 大株主の状況（2012年12月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

（前略）

運用方法

（中略）

b. 投資態度

（中略）

- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。また、指定投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託（社団法人投資信託協会規則に定める上場投資信託をいいます。以下同じ。）及び中国A株市場の指数に連動する上場投資信託の投資信託証券に投資する場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ニューディール・ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS チャイナ・Aファンド

（以下略）

<訂正後>

（前略）

運用方法

（中略）

b. 投資態度

（中略）

- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、本書作成時点において、原則として、以下の投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。また、指定投資信託証券のほかに、中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める上場投資信託をいいます。以下同じ。）及び中国A株市場の指数に連動する上場投資信託の投資信託証券に投資する場合があります。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS エマージング・ニューディール・ファンド

ルクセンブルグ籍外国投資信託 DWS チャイナ・Aファンド

（以下略）

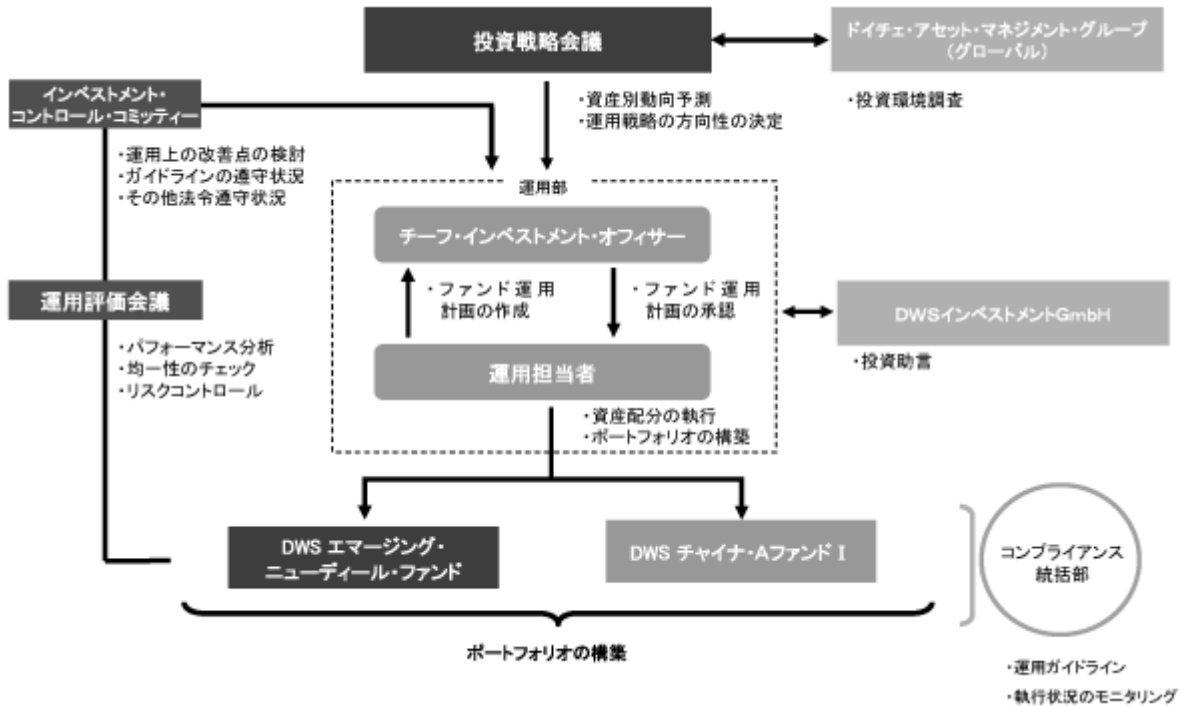
(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

ファンドの運用体制

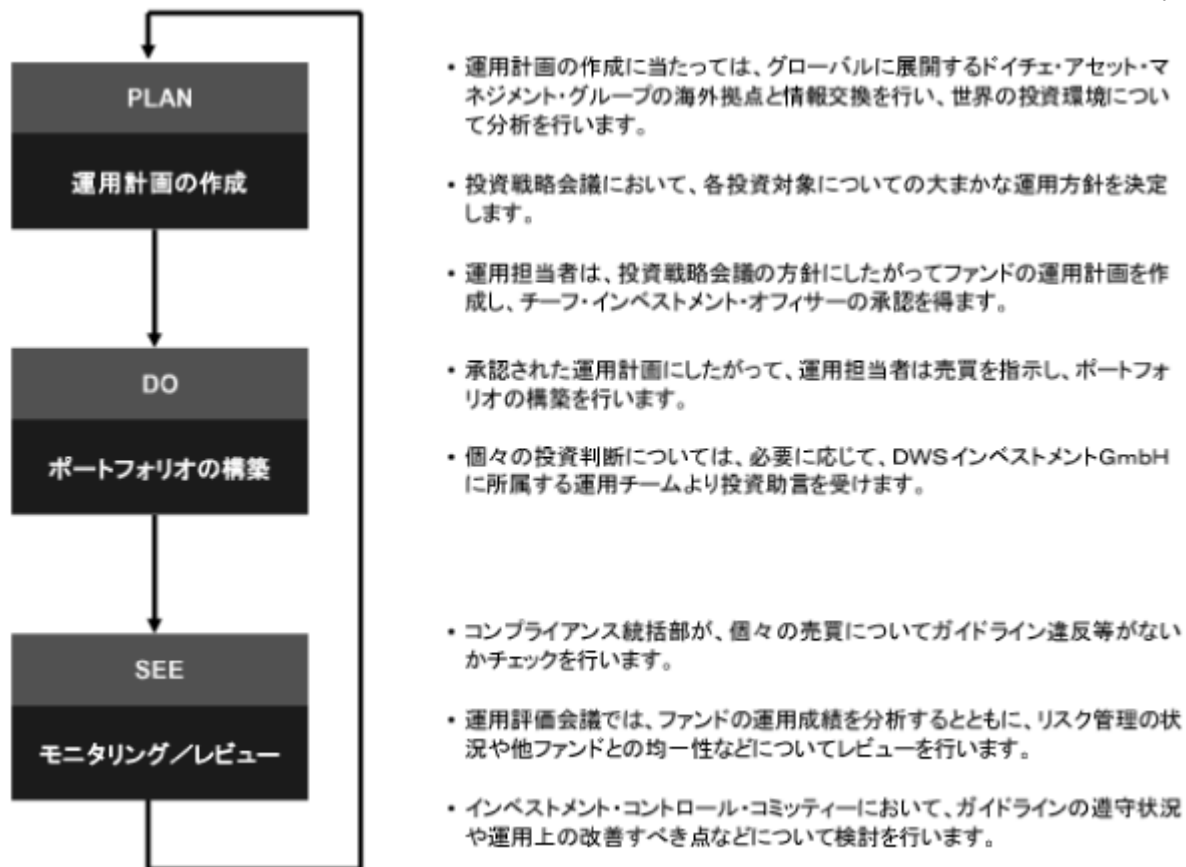
当ファンドは、DWS インベストメント GmbHの投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

< 運用体制 >



(中略)

< 運用の流れ >



（中略）

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年3月末現在）

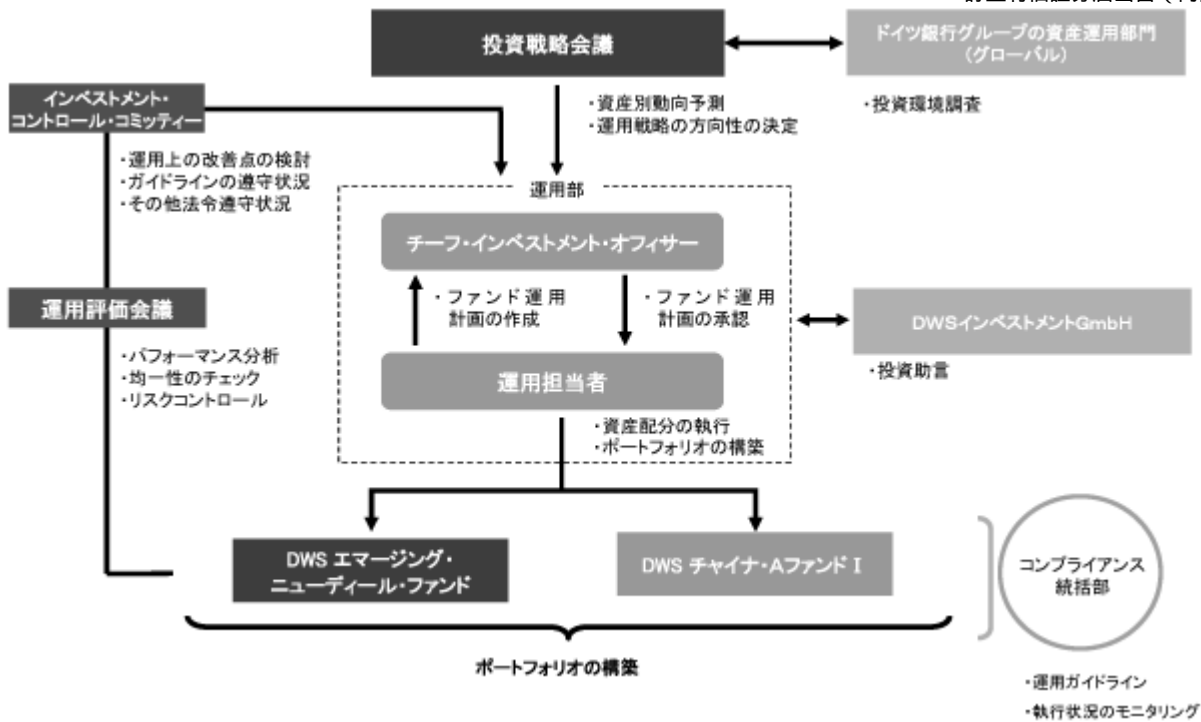
（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

ファンドの運用体制

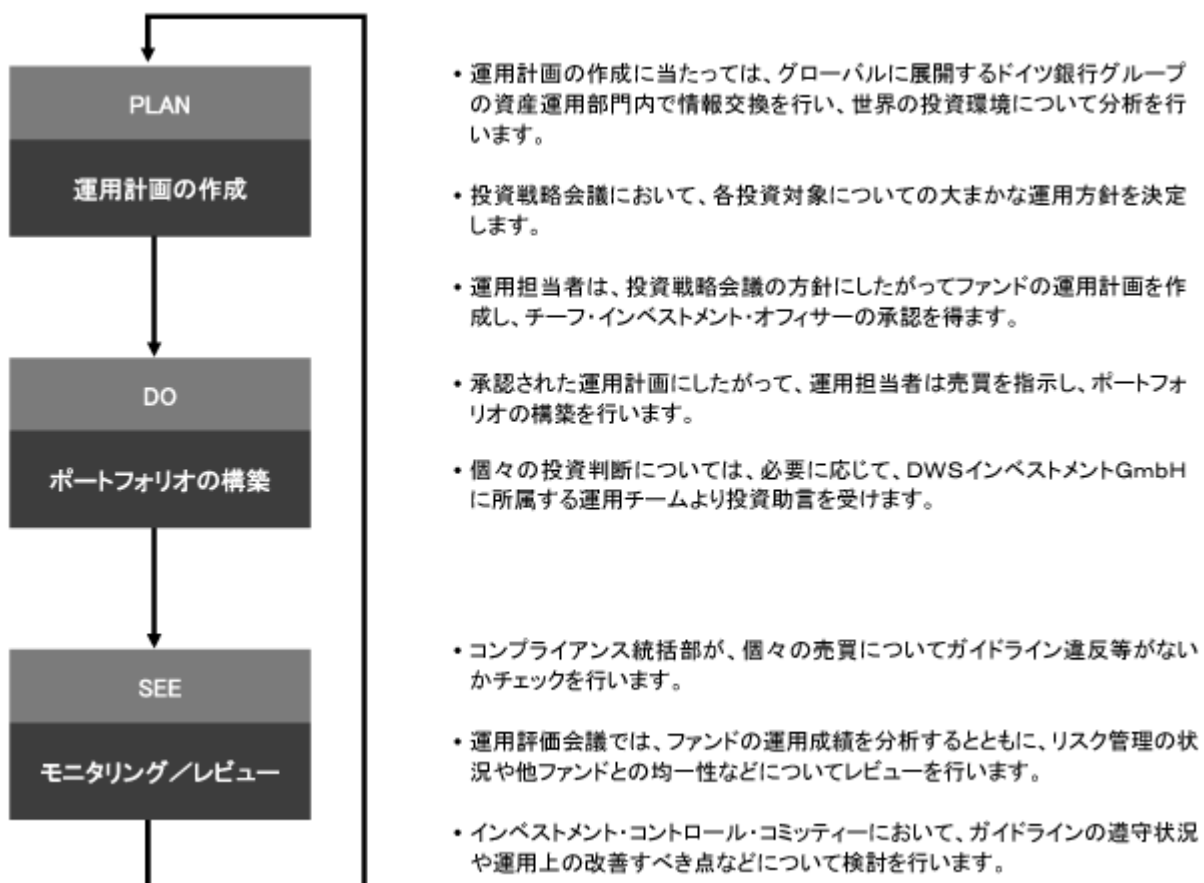
当ファンドは、DWS インベストメント GmbH の投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

<運用体制>



(中略)

< 運用の流れ >



(中略)

ドイチェ・アセット・マネジメントのグローバルネットワーク

世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。(2012年6月末現在)

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

その他の留意点

- ・当ファンドが投資を行うDWS チャイナ・Aファンド は、中国の適格国外機関投資家（QFII）制度を利用して中国人民元建の株式（A株）に投資を行うため、中国A株を保有する現地口座での送回国金（中国人民元の入出金）が月1回に制限されるなど、当該制度に係る諸規制の適用を受けます。また、中国の国家外貨管理局（SAFE）はその裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や中国人民元と外貨との交換停止措置等をとることがあり、予定しているファンド資産の回金（中国からの送金）が行えない可能性があります。（2012年6月末現在）

(以下略)

<訂正後>

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

その他の留意点

- ・当ファンドが投資を行うDWS チャイナ・Aファンド は、中国の適格国外機関投資家（QFII）制度を利用して中国人民元建の株式（A株）に投資を行うため、中国A株を保有する現地口座での送回国金（中国人民元の入出金）が月1回に制限されるなど、当該制度に係る諸規制の適用を受けます。また、中国の国家外貨管理局（SAFE）はその裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や中国人民元と外貨との交換停止措置等をとることがあり、予定しているファンド資産の回金（中国からの送金）が行えない可能性があります。（2012年12月末現在）

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（中略）

1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

(中略)

- 1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%及び地方税5%) となる予定です。
- 2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315% (所得税のみ) となる予定です。

(以下略)

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成24年11月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	3,574,661,741	98.94
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	38,416,918	1.06
合計(純資産総額)	-	3,613,078,659	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

<評価額(全銘柄)>

(平成24年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS チャイナ・Aファン ド	386,636.6618	8,182.43 6,907.11	3,163,630,049 2,670,543,189	73.91
ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	DWS エマージング・ ニューディール・ファン ド	93,105.4902	9,191.69 9,710.68	855,796,951 904,118,552	25.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成24年11月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	98.94
合計	-	98.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1期計算期間末(平成22年 5月10日)	24,595	24,595	0.9558	0.9558
第 2期計算期間末(平成23年 5月10日)	9,020	9,020	0.9961	0.9961
第 3期計算期間末(平成24年 5月10日)	4,977	4,977	0.8373	0.8373
平成23年11月末	5,795	-	0.8079	-
平成23年12月末	5,100	-	0.7378	-
平成24年 1月末	5,056	-	0.7589	-
平成24年 2月末	5,599	-	0.8712	-
平成24年 3月末	5,250	-	0.8283	-
平成24年 4月末	5,126	-	0.8567	-
平成24年 5月末	4,724	-	0.8158	-
平成24年 6月末	4,439	-	0.7826	-
平成24年 7月末	4,163	-	0.7569	-
平成24年 8月末	3,889	-	0.7297	-
平成24年 9月末	3,801	-	0.7419	-
平成24年10月末	3,786	-	0.7722	-
平成24年11月末	3,613	-	0.7665	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第 1期計算期間(平成21年 8月14日～平成22年 5月10日)	0.0000
第 2期計算期間(平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	0.0000
第 3期計算期間(平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1期計算期間(平成21年 8月14日～平成22年 5月10日)	4.4
第 2期計算期間(平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	4.2
第 3期計算期間(平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	15.9
(平成24年 5月11日～平成24年11月30日)	8.5

(注) 収益率は、小数第 2 位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2012年11月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2012年 5月	0円
2011年 5月	0円
2010年 5月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

DWS エマージング・ニューディール・ファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)
1	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	インド	ヘルスケア	6.0
2	アスペン・ファーマケア・ホールディングス	南アフリカ	ヘルスケア	5.9
3	ヒンドゥスタン・ユニリーバ	インド	生活必需品	5.8
4	広東投資(広東インベストメント)	中国(含香港)	公益事業	5.3
5	HDFC銀行	インド	金融	4.3
6	ナスバース	南アフリカ	一般消費財・サービス	4.2
7	ICICI銀行	インド	金融	4.1
8	北京控股(北京エンタープライゼス・ホールディングス)	中国(含香港)	資本財・サービス	3.8
9	中国建設銀行(チャイナ・コンストラクション・バンク)	中国(含香港)	金融	3.8
10	銀河娛樂(ギャラクシー・エンターテインメント・グループ)	中国(含香港)	一般消費財・サービス	3.4

DWS チャイナ・AファンドIにおける組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率 ^{※1} (%)
1	保利房地產集団	中国	金融	5.5
2	青島海爾(ハイアール)	中国	一般消費財・サービス	4.5
3	貴州茅臺酒	中国	生活必需品	3.8
4	珠海格力電器(グリー・エレクトリック・アプライアンス)	中国	一般消費財・サービス	3.8
5	江蘇康縁薬業	中国	ヘルスケア	3.7
6	万科企業	中国	金融	3.5
7	TCL集団	中国	一般消費財・サービス	3.4
8	深セン市場田港	中国	資本財・サービス	3.3
9	広西柳工機械	中国	資本財・サービス	3.2
10	三一重工	中国	資本財・サービス	2.9

実質国別構成比（上位5カ国）

国	比率 ^{※2} (%)
中国(含香港) ^{※3}	82.6
インド	5.9
南アフリカ	3.7
ブラジル	2.6
ロシア	2.6

※1 各ファンドにおける組入比率です。

※2 DWS エマージング・ニューディール・ファンド及びDWS チャイナ・AファンドIで保有する銘柄を合算した実質的な構成比率です。

※3 「中国(含香港)」の比率には、中国A株、B株、H株等が含まれます。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したもものとして計算しております。

※2 2009年は設定日（8月14日）から年末までの騰落率、2012年は11月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

（注1）上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

（注2）最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期計算期間(平成21年 8月14日～平成22年 5月10日)	73,921,765,612	48,189,366,629
第 2期計算期間(平成22年 5月11日～平成23年 5月10日)	1,040,157,801	17,716,717,447
第 3期計算期間(平成23年 5月11日～平成24年 5月10日)	62,115,088	3,173,343,570
(平成24年 5月11日～平成24年11月30日)	45,273	1,231,096,491

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】**

<訂正前>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>社団法人</u> 投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
------	--

（以下略）

<訂正後>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>一般社団法人</u> 投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
------	--

（以下略）

4【受益者の権利等】

< 訂正前 >

（前略）

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了（ハ）」または「信託約款の変更等（ロ）」に規定する書面に付記します。

（以下略）

< 訂正後 >

（前略）

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成24年5月11日から平成24年11月10日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (平成24年11月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	71,764,235
投資信託受益証券	3,731,040,565
未収入金	23,862,000
未収利息	137
流動資産合計	3,826,666,937
資産合計	3,826,666,937
負債の部	
流動負債	
未払解約金	27,121,193
未払受託者報酬	669,098
未払委託者報酬	30,108,985
その他未払費用	1,486,780
流動負債合計	59,386,056
負債合計	59,386,056
純資産の部	
元本等	
元本	4,865,665,356
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,098,384,475
（分配準備積立金）	96,606
元本等合計	3,767,280,881
純資産合計	3,767,280,881
負債純資産合計	3,826,666,937

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 (自平成24年5月11日 至平成24年11月10日)
営業収益	
受取利息	16,646
有価証券売買等損益	323,835,149
為替差損益	16,832,379
営業収益合計	340,650,882
営業費用	
受託者報酬	669,098
委託者報酬	30,108,985
その他費用	1,486,780
営業費用合計	32,264,863
営業損失()	372,915,745
経常損失()	372,915,745
中間純損失()	372,915,745
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	66,262,249
期首剰余金又は期首欠損金()	967,338,966
剰余金増加額又は欠損金減少額	175,607,987
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	175,607,987
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,098,384,475

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期中間計算期間 (平成24年11月10日現在)
1. 受益権の総数	4,865,665,356口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,098,384,475円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7743円 (7,743円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期中間計算期間 (自 平成24年 5月11日 至 平成24年11月10日)
信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.05%の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期中間計算期間 (平成24年11月10日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期中間計算期間 (平成24年11月10日現在)
	金額(円)
元本の推移	
期首元本額	5,944,610,855
期中追加設定元本額	-
期中一部解約元本額	1,078,945,499

（参考情報）

当ファンドは「DWS エマージング・ニューディール・ファンド」投資信託受益証券及び「DWS チャイナ・AファンドI」投資信託受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれら投資信託の受益証券です。

2011年12月31日現在における同投資信託受益証券の状況は次の通りです。

1. 「DWS エマージング・ニューディール・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、DWS インベストメントS.A.からの情報に基づき、2011年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2011年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2011年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

	2011年12月31日現在 金額（アメリカドル）
資産の部	
株式	16,073,833.18
現金	1,053,358.59
未収配当金	10,712.70
資産合計	17,137,904.47
負債の部	
その他未払費用	8,266.42
その他負債	519.95
未払金	399,938.11
負債合計	408,724.48

(2) 損益計算書

	2011年12月31日に終了した事業年度 金額（アメリカドル）
収益	
受取配当金	547,542.19
受取利息	863.09
源泉税	25,992.32
収益合計	522,412.96
費用	
支払利息	720.96
委託者報酬	107,429.93
申込税	1,569.55
費用合計	109,720.44
純投資収益	412,692.52

(3) 純資産変動計算書

期首純資産金額	85,693,907.02
設定による資金流入	0.00
解約による資金流出	60,160,041.34
収益調整及び払戻費用	701,812.06
純投資収益	412,692.52
有価証券売買益	3,910,317.62
有価証券売買損	4,220,296.10
評価損益	8,205,587.67
期末純資産金額	16,729,179.99

(4) 組入資産の明細

(2011年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額（アメリカドル）
AES Tiete Pref. (Non Voting)	50,000	720,373.05
Brasil Foods	18,000	351,374.82

CCR	92,000	602,583.48
Cia d.Transmissao de Energia Eletr. Paulista Pref.	20,000	621,643.35
Cia Saneamento Basico Estado Sao Paulo	20,000	557,753.12
Cosan S.A. Industria e Comercio	20,000	289,435.60
Diagnosticos da America	20,000	166,157.47
Redecard	20,000	312,912.04
Tim Participacoes	150,000	742,884.71
Evraz	40,000	229,982.25
Agile Prosperity Holdings	350,000	313,567.99
Beijing Enterprises Holdings (new)	100,000	599,846.82
China Construction Bank Cl.H (new)	900,000	627,908.32
China Mengniu Dairy Co.	100,000	233,760.05
China Mobile LTD	80,000	781,602.98
Galaxy Entertainment Group	100,000	183,300.83
Guangdong Investment	820,000	497,152.01
Lenovo Group	800,000	533,426.01
Tencent Holdings	15,000	301,403.72
Dish TV India	250,000	277,105.72
HCL Technologies	20,000	145,407.83
Hindustan Lever	120,000	914,308.20
Mundra Port and Special Economic Zone	91,500	206,101.95
Sun Pharmaceutical Industries	115,000	1,070,218.85
Adecoagro	27,450	219,874.50
Armada	20,810	172,376.72
Dr. Reddy's Laboratories ADR	19,000	555,940.00
HDFC Bank ADR	20,000	517,200.00
ICICI Bank ADR	18,500	485,810.00
Itau Unibanco Holding ADR	25,000	458,250.00
Magnit GDR	10,000	209,500.00
OGK-2	4,443,132	103,347.25
Tim Participacoes ADR	9,000	229,680.00
Uralkaliy GDR Reg S	7,000	252,910.00
Aspen Pharmacare Holdings (new)	20,000	235,011.16
MTN GROUP	37,500	658,112.93
Naspers (new)	16,000	695,609.45
合計		16,073,833.18

2. 「DWS チャイナ・AファンドI」の状況

以下に記載した情報は、DWS インベストメントS.A.からの情報に基づき、2011年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2011年12月31日現在の財務の状況は、ルクセンブルグの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「資産、負債の状況」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「組入資産の明細」は、2011年12月31日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

(1) 資産、負債の状況

2011年12月31日現在
金額（アメリカドル）

資産の部

株式	49,580,171.40
現金	1,025,467.60
未収利息	48.45
最低準備金	303,489.63

資産合計

50,909,177.08

負債の部

税負債引当金	1,730,977.25
その他未払費用	22,802.51
その他負債	1,193.31

負債合計

1,754,973.07

(2) 損益計算書

2011年12月31日に終了した事業年度
金額（アメリカドル）

収益

受取配当金	888,807.59
受取利息	6,104.09
源泉税	89,683.59
運用会社からのマージン	90,317.73

収益合計

895,545.82

費用

支払利息	0.53
委託者報酬	330,047.00
監査・印刷費用	40,851.45
弁護士費用	69.98
申込税	5,733.06

費用合計

376,702.02

純投資収益

518,843.80

(3) 純資産変動計算書

期首純資産金額	61,879,794.47
純投資収益	518,843.80
有価証券売買益	2,237,317.86
有価証券売買損	963,579.81
評価損益	14,518,172.31

期末純資産金額

49,154,204.01

(4) 組入資産の明細

(2011年12月31日現在)

銘柄名	数量	評価額（アメリカドル）
Advanced Technology & Materials Cl.A	321,700	846,323.41
Anhui Conch Cement Co. Cl.A	492,000	1,223,219.53
Bank of Beijing Co.	444,400	655,159.42
Bank of Nanjing Co.	719,925	1,062,497.54
Baoshan Iron & Steel Co. Cl.A	1,314,100	1,012,500.20
Beijing Shunxin Agriculture A	149,943	333,249.01
Beijing Ufsoft Cl.A	195,900	560,807.98

Beijing Wangfujing Dept Building Cl.A	300,000	1,534,624.37
China First Pencil Group Cl.A	174,811	724,271.35
China Merchants Bank Co. Cl.A	672,100	1,268,455.68
China Minsheng Banking Cl.A	1,183,200	1,107,129.49
China State Construction Engineering	1,245,500	575,786.77
China Vanke Co. CL.A	1,000,100	1,186,831.30
China XD Electric Co.A	799,902	471,450.02
China Yangtze Power Co. Cl.A	985,400	997,187.79
Chongqing Huapont Pharmaceutical A	67,905	366,779.99
Everbright Securities	339,989	550,921.85
GD Midea Holding Cl.A	641,500	1,247,392.25
Guangdong Keda Dynamo-Electric Co.A	538,318	783,356.30
Guangxi Liugong Machinery Cl.A	1,105,500	2,049,531.35
Harbin Gloria Pharmaceuticals Cl.A	166,000	445,676.52
Hefei Department Store Co.A	285,000	639,752.49
Henan Rebecca Hair Products A	662,400	690,317.89
Industrial Bank Co.	296,100	588,935.45
Jiangsu Hengrui Medicine Cl.A	124,200	582,061.10
Jiangsu Kanion Pharmaceutical Co.A	481,100	1,121,983.26
Konka Group Co. Cl.A	985,400	494,680.29
Kweichow Moutai Cl.A	51,700	1,576,945.68
Nanjing Water Transport Industry Cl.A	916,560	283,936.01
Poly Real Estate Group Cl.A	994,591	1,589,525.39
Qinghai Salt Lake Potash Cl.A	130,000	660,253.86
Sany Heavy Industry Cl.A	1,683,525	3,353,837.91
SDIC Yuanyi Phosphorus Chemicals Co.A	86,909	347,928.70
Shandong Hualu Hengsheng Chemical Industry	268,800	322,404.56
Shandong Luyang Share Co.A	509,980	781,817.56
Shanghai Kehua Bio A	479,921	781,481.29
Shanghai Siyuan Electric A	197,400	388,860.47
Shanghai Tunnel Engineering Co. Cl.A	656,700	821,044.53
Shanghai Zhixin Electric Co. H	370,500	869,348.02
Shenzhen Development Bank Cl.A	558,300	1,382,734.20
Shenzhen Topway Video Communication A	224,760	615,218.33
Shenzhen Yantian Port Cl.A	1,576,920	1,260,093.03
Sinoma International Engineering Cl.A	401,760	1,009,713.44
Suning Appliance Chain Store Cl.A	591,700	793,357.59
Taiyuan Heavy Industry A	570,000	515,242.98
TCL Cl.A	3,941,600	1,152,166.74
Tianjin Port Group Cl.A	635,700	610,987.82
Tsingtao Hai Er Refrigerator Co. Cl.A (new)	992,000	1,412,032.34
Wuhan Fingu Electronic Technology Co.- A	175,400	222,081.75
Wuliangye Group Cl.A	200,000	1,042,146.57
Xinjiang Transfo. A	175,110	214,203.54
Xugong Science & Technology Cl.A	187,400	423,344.72
Yinchuan Xinhua Department Store A	332,800	1,192,215.67
Youngor Group Cl.A	579,953	866,976.62
Zhejiang Hisun Pharmaceutical Co. Cl.A	174,905	883,597.15
Zhuhai Gree Electrical Appliances Cl.A	395,300	1,085,792.33
合計		49,580,171.40

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(平成24年11月30日現在)

資産総額	3,656,632,255円
負債総額	43,553,596円
純資産総額(-)	3,613,078,659円
発行済数量	4,713,559,637口
1単位当たり純資産額(/)	0.7665円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年6月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年6月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年6月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年12月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年12月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年12月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年12月末現在、委託会社の運用するファンドは100本、純資産総額は623,440百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	2本	13,080百万円
	追加型	株式投資信託	77本	531,219百万円
私募	追加型	株式投資信託	21本	79,140百万円
合計			100本	623,440百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		5,280,879
前払費用		18,719
未収委託者報酬		776,379
未収運用受託報酬		22,447
未収投資助言報酬		49,173
未収収益		546,438
立替金		45,016
為替予約		12,254
流動資産計		6,751,308
固定資産		
無形固定資産	1	12,161
投資その他の資産		28,436
固定資産計		40,597
資産合計		6,791,906
負債の部		
流動負債		
預り金		78,968
未払金		
未払手数料		382,788
その他未払金		133,520
未払費用		785,532
未払法人税等		11,681
未払消費税等	2	12,733
賞与引当金		159,657
流動負債計		1,564,883
固定負債		
退職給付引当金		765,374
長期未払費用		279,410
固定負債計		1,044,785
負債合計		2,609,668
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		725,800
利益剰余金計		725,800
株主資本計		4,182,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		38
評価・換算差額等合計		38
純資産合計		4,182,237
負債・純資産合計		6,791,906

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,115,207
運用受託報酬		61,806
投資助言報酬		47,033
その他営業収益		718,901
営業収益計		3,942,949
営業費用		
支払手数料		1,590,990
その他営業費用		621,515
営業費用計		2,212,506
一般管理費	1	1,530,842
営業利益		199,600
営業外収益		72
営業外費用	2	7,365
経常利益		192,308
特別損失	3	51,283
税引前中間純利益		141,024
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		138,119

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を 採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価 方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用して おります。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認め られる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時におけ る従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法に より按分した額を翌期から費用処理することとしております。 (追加情報) 前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労 金支払に備えるため内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含 めて計上していましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨 の決議が行われました。制度廃止を受けその後、支給が決定されたため 当中間会計期間末において内規に基づく要支給額の全額を未払金に振 り替えております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナ ンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	76,493千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 減価償却実施額	
無形固定資産	5,142千円
2 営業外費用の主要項目	
為替差損	7,245千円

3 特別損失の主要項目	
割増退職金	51,283千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	318,687千円	653,359千円	972,047千円
減価償却累計額相当額	271,142千円	401,271千円	672,413千円
中間会計期間末残高相当額	47,544千円	252,088千円	299,633千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		46,229千円	
1年超		191,704千円	
合計		237,933千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		34,438千円	
減価償却費相当額		20,194千円	
支払利息相当額		1,927千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,280,879	5,280,879	-
(2)未収委託者報酬	776,379	776,379	-
(3)未収運用受託報酬	22,447	22,447	-
(4)未収投資助言報酬	49,173	49,173	-
(5)未収収益	546,438	546,438	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,848	16,848	-
資産計	6,692,165	6,692,165	-
(1)未払手数料	382,788	382,788	-
(2)未払費用	785,532	785,532	-
(3)長期未払費用	279,410	279,410	-
負債計	1,447,731	1,447,731	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,254	12,254	-
デリバティブ取引計	12,254	12,254	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

其他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,992	15,921	71
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	855	888	32
合計		16,848	16,809	38

当期中に売却した其他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10	0	-
合計	10	0	-

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	368,572	-	3,408	3,408
	ユーロ	114,665		252	252
	買建		-		
	ユーロ	627,017	-	8,202	8,202
	シンガポールドル	35,367		391	391
合計		1,145,623	-	12,254	12,254

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	67,937円58銭
1株当たり中間純利益金額	2,243円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純利益金額(千円)	138,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	138,119
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 株式会社りそな銀行
 資本金の額 279,928百万円（平成24年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成24年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 （平成24年9月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

投資顧問会社

名称 DWS インベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約132億円）（平成24年3月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、平成24年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝114.71円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興DWSエマージング・ニューディール・ファンドの平成24年5月11日から平成24年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興DWSエマージング・ニューディール・ファンドの平成24年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年5月11日から平成24年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。